

平成31年2月20日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第126号の概要

(工業統計調査の変更)

I 工業統計調査の概要

調査の目的

我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。

調査の概要

調査範囲

- ① 日本標準産業分類「大分類E-製造業」に属する事業所
- ② 甲調査：従業者30人以上の事業所（約65,000事業所）
乙調査：従業者4人以上29人以下の事業所（約290,000事業所）

報告事項

- 甲調査・乙調査 共通事項
経営組織、資本金額、現金給与総額、製造品出荷額 等
- 甲調査
有形固定資産、製造品在庫額、工業用地及び工業用水 等

調査方法・組織

- ① 製造事業所を1つ有する企業に属する事業所（以下「単独事業所」という。）
調査方法：調査員調査（オンライン調査）
調査組織：総務省及び経済産業省-都道府県-市町村-統計調査員-報告者
- ② 製造事業所を複数有する企業に属する（本所又は支所となる）事業所（以下「複数事業所」という。）
調査方法：郵送調査（オンライン調査）
調査組織：総務省及び経済産業省-民間事業者-報告者（本社一括調査）

公表

- ① 速報（調査実施翌年の3月末まで）
- ② 確報（調査実施翌年の12月末まで）

期日

毎年6月1日現在を基準日に、
前1年間の実績を把握
(除：経済センサス-活動調査実施前年)

Ⅱ 調査結果の主な利活用

政策立案への利活用

- ① 国土利用計画の策定のための基礎資料
- ② 地域の産業施策及び地域振興のための産業実態把握の基礎資料
- ③ 工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料
- ④ 地方公共団体における都市計画の策定及び進捗状況把握の基礎資料 など

他の統計等への利活用

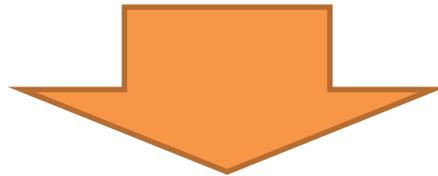
- ① 国民経済計算等の加工統計の基礎資料
- ② 経済産業省生産動態統計調査（経済産業省が所管する基幹統計調査）の調査品目採用の検討に資する基礎資料
- ③ 県民経済計算等の基礎資料 など

企業や大学における利用

- ① 関係業界の動向分析、需要予測等の資料
- ② 各種学術研究資料、初等教育の学習用教材資料 など

Ⅲ 諮問の経緯

- ◆ 工業統計調査については、諮問第113号「中間年における経済構造統計の整備」に係る答申（平成30年8月28日）において、以下のとおり指摘。
 - ・ 平成32年（2020年）における工業統計調査と国勢調査との業務輻輳の発生を踏まえ、地方公共団体における工業統計調査の事務負担の軽減について、地方公共団体と綿密に調整しつつ、平成32年（2020年）の工業統計調査の企画時期までに結論を得ること。



- ◆ 平成32年（2020年）6月以降、地方公共団体における工業統計調査と国勢調査の業務輻輳が顕著となることから、工業統計調査の調査員調査に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、調査方法・組織の一部を変更。

Ⅳ 変更内容（案）

現行

【単独事業所】 ⇒ **甲調査及び乙調査ともに調査員が調査票を配布、回収。**



【複数事業所】 ⇒ **調査票の配布・回収は民間事業者を活用。**

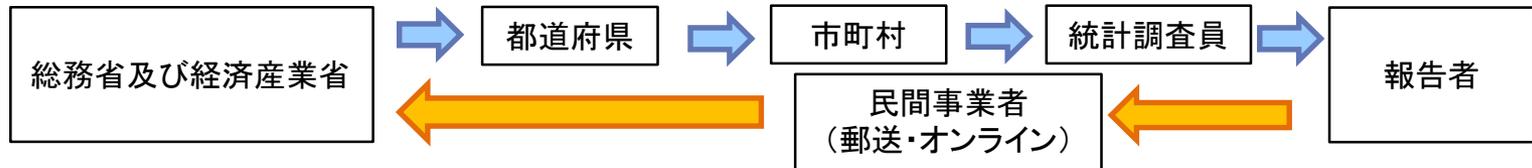


【単独事業所】
の調査方法・
組織を変更

変更（案） <2020年調査以降>

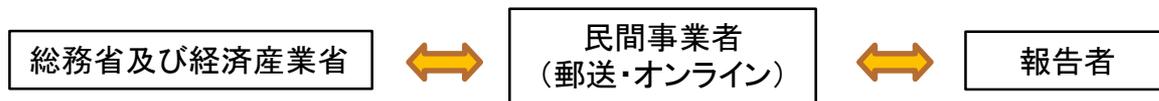
① i) **乙調査の対象事業所**、ii) **新たに甲調査の対象となる事業所**

○ 調査票の配布までは従来どおり調査員が行い、**回収は民間事業者を活用。**



② **甲調査の対象事業所**（上記① ii）に該当する事業所を除く）

○ 調査員調査は廃止し、**調査票の配布・回収は民間事業者を活用。**



※ 上記に関するもののほか、報告者数について、平成28年経済センサス-活動調査の結果を反映し、以下のとおり変更。

【甲調査】 現行：約65,000事業所 ⇒ 変更後：約60,000事業所

【乙調査】 現行：約290,000事業所 ⇒ 変更後：約245,000事業所

V 想定される確認のポイント

今回の変更は、平成30年8月の統計委員会答申に対応するものであり、対応の方向性は概ね妥当と考えられるものの、以下の確認が必要と考えられる。

- 今回の変更により、地方公共団体の業務量はどの程度軽減されるのか
- 今回の変更により、実査面・調査結果への影響は生じないか
- 平成34年（2022年）調査以降の取組予定・方針 等